会長 | 担当理事 | 会計

日医発第 306 号（地域）
令和 5 年 5 月 8 日

都道府県医師会
担当理事　殿

公益社団法人日本医師会 常任理事
黒瀬　巌
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更を踏まえた
外国人患者受入れに関する体制の整備について（周知・協力依頼）

今般、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室、同省新型コロナウイルス感染症対策推進本部並びに観光庁参事官（外客受入担当）の連名で、各都道府県衛生主管部(局)及び観光主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がございました。

昨年 10 月 11 日からの国際的な往来の再開に備え、厚生労働省等は令和 4 年 10 月 7 日付事務連絡「訪日外国人受入の再開を踏まえた外国人患者受入れに関する体制の整備等について」（令和 4 年 10 月 17 日付日医発第 1408 号（地域）でご案内）を発出し、各都道府県へ訪日外国人患者受入体制の整備・運用を依頼してまいりました。

本事務連絡は、本年 5 月 8 日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類に移行することに伴い、都道府県等に対して、以下の取組を依頼するものです。

1 では、別紙 1 を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる外国人へ、相談窓口の連絡や医療機関への受診等を図れるよう周知することを依頼するとともに、観光関連事業者へ、観光庁の WEB サイト（JNTO）や観光関連事業者からの周知を通して、訪日前・訪日後の外国人へ周知していることが示されております。また、適切な訪日外国人患者受入体制の構築に向け、幅広い関係者による協議会の設置を改めて要請しております。

2 では、別紙 2 の通り、外国人患者の受入環境整備を行う医療機関や自治体を支援する事業を示し、自治体での活用や管下の医療機関への周知を依頼しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への協力方依頼につき、ご高配を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

加古川潮医師会 収受 5.5.-8 第 156 号

事　務　連　絡
令和５年４月 28 日

公益社団法人
日本医師会　御中

厚生労働省医政局総務課
医療国際展開推進室

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更を踏まえた
外国人患者受入れに関する体制の整備について（周知・協力依頼）

医療行政の推進については、平素より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、本年５月８日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけが変更され、５類感染症となることが決定されました。

今後、訪日外国人の増加が見込まれますので、各都道府県において、適切な訪日外国人患者受入体制を整備・運用していくことが重要となります。

つきましては、別添のとおり、厚生労働省及び観光庁より各都道府県あて周知いたしましたので、貴会会員等へ周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

〈問合せ先〉
厚生労働省 医政局総務課 医療国際展開推進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL 03-3595-2317

別　添

事　務　連　絡
令和５年４月28日

各都道府県衛生主管部(局)　御中
各都道府県観光主管部(局)　御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
観光庁参事官（外客受入担当）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更を踏まえた
外国人患者受入れに関する体制の整備について

平素から厚生労働行政及び観光行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、本年５月８日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更され、５類感染症となることが決定されました。

先般、「訪日外国人受入の再開を踏まえた外国人患者受入れに関する体制の整備について」（令和４年10月７日付け事務連絡。以下「10月７日付け事務連絡」という。）の中で、国際的な往来再開に伴う適切な訪日外国人患者受入体制の整備・運用を依頼したところですが、上記の感染症法上の位置付け変更を受けて、各都道府県において、改めて適切な訪日外国人患者受入体制を整備・運用していくため下記について取り組んでいただけますようお願いいたします。

記

１．　先般、10月７日付け事務連絡において、訪日外国人旅行者に対し、当面の日本における訪日外国人の病気・怪我の際の対応フローを周知するツールとして、「訪日外国人の病気・怪我の際の対応フロー」を示していたところ、令和５年５月８日以降、新型コロナウイルス感染症の患者は法律に基づく外出自粛は求められなくなることから、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられることとなります。そのため、別紙１の情報を参考に、訪日外国人旅行者が新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる際、本人の希望に応じて都道府県の相談窓口への連絡や医療機関への受診等の対応を図れるよう、周知をお願いいたします。また、引き続き、日本政府観光局（ＪＮＴＯ）等を通じて訪日前の訪日外国

人旅行者に周知するとともに、観光庁より観光関連事業者（旅行事業者、宿泊事業者、交通事業者、その他観光関連事業者）に対して、訪日外国人旅行者に周知を呼びかけて参ります。

新型コロナウイルス感染症対応を含む病気・怪我の際の訪日外国人患者の相談体制の整備も含め、適切な訪日外国人患者受入体制を地域の実情を踏まえ、整備・運用していくことが重要です。

そのためには、地方公共団体（医療担当部局、保健担当部局、観光担当部局等）、医療機関、薬局、保健所、観光関連事業者・団体など、訪日外国人患者を巡る幅広い関係者の連携・協力が重要となります。

厚生労働省においては、従前より、都道府県による、地域の外国人患者受入れに関する課題の整理及び課題に対する対応方針を策定するため、多分野の関係団体からなる会議等の設置・開催を推奨しておりますが、既に設置済の都道府県においては、訪日外国人の増加を見据え、同協議会も活用しつつ、訪日外国人患者受入体制の整備を行っていただくよう、お願いいたします。

なお、未設置の都道府県については、設置に向けた積極的な取組を行っていただくよう、お願いいたします。

協議会の運営に当たっては、以下の資料も御活用いただくよう、お願いいたします。

（１）地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル
https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000789484.pdf

（２）厚生労働省等で実施する外国人患者の受入環境整備を行う医療機関や自治体を支援する事業一覧　（下記２．参照）

２．「令和３年度の医療機関・自治体向けの外国人患者受入環境整備支援等について」（令和３年６月 29 日付け厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室、新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、厚生労働省医政局等が実施する外国人患者の受入環境整備を行う医療機関や自治体を支援する事業の一覧をお示ししたところです。

当該事務連絡発出後の施策の進捗・拡充等を踏まえて更新した事業の一覧を（別紙２）のとおりとりまとめましたので、この機会に改めて、貴部局での活用及び貴管内の医療機関への周知をお願いいたします。

（別紙１）

日本における訪日外国人の病気・怪我の際の対応について

令和５年５月８日以降、新型コロナウイルス感染症患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。

（１）外出を控えることが推奨される期間

特に発症後５日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を０日目（※１）として、５日間は外出を控えること（※２）、かつ、５日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して２４時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※１）無症状の場合は検体採取日を０日目とします。

（※２）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

また、１０日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮をお願いいたします。発症後１０日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットをお願いいたします。

（２）御家族、同じ部屋に宿泊されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら

令和５年５月８日以降は、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

他方、御家族、同じ部屋に宿泊されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染された御家族などのお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を０日として、特に５日間は御自身の体調に注意してください。７日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をお願いいたします。

【医療関係等相談窓口】

A：都道府県の外国人用相談窓口

以下のサイトに都道府県の外国人用の相談窓口の連絡先・開設時間・対応言語について掲載しています（サイトは令和５年５月末まで）。

https://www.c19.mhlw.go.jp/area-jp.html

B：厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（A の開設時間外はこちらに連絡ください）

【電話番号】0120-565-653

【開設時間・対応言語】土日祝日を含む毎日。

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9:00～21:00、タイ語：9:00～18:00、ベトナム語：10:00～19:00

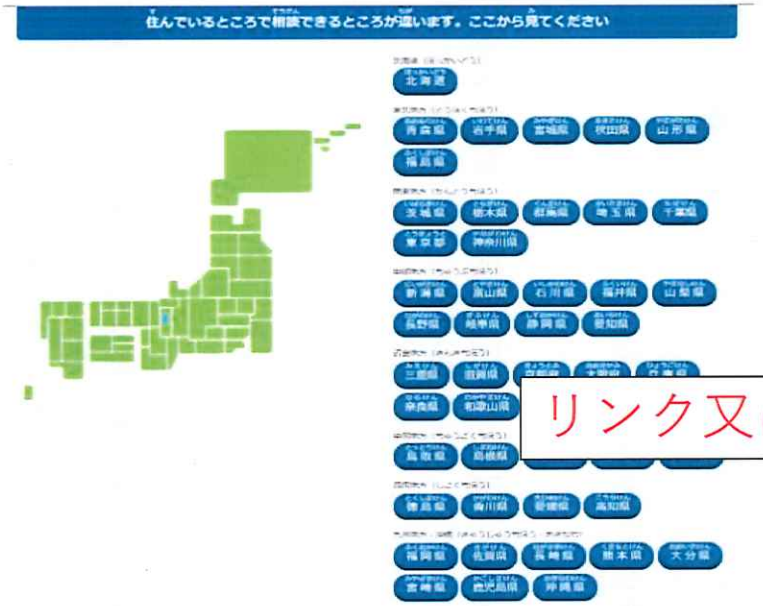
【医療機関検索】

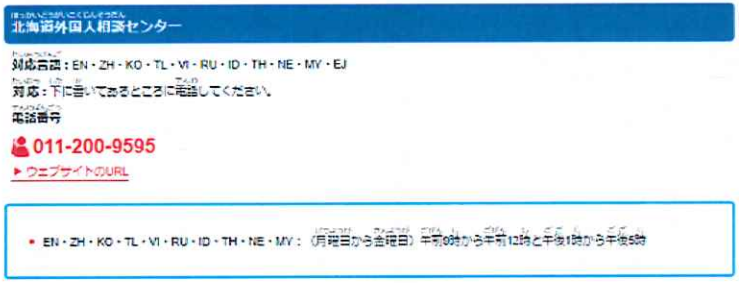
症状等に応じた医療機関を受診してください。

以下のサイトにおいて、外国人受入が可能な医療機関を検索できます。

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

医療関係等　A都道府県相談窓口の情報サイト





病気・怪我　外国人患者受入医療機関検索サイト



リンク又はQRコードの遷移先

（別紙２）

１．「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第４版）」「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル」

平成 30 年度～令和２年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「外国人患者の受入環境整備に関する研究」（北川雄光 慶應義塾大学病院長・医学部外科学（一般・消化器）教授）において作成された標記マニュアル２点について、研究班により改訂されましたので、令和３年６月に公開いたしました。

医療機関向けマニュアルでは、医療機関における宗教・文化的対応に関する記載の充実等がなされています。

自治体向けでは、地域における関係者と連携した体制整備の方法に加え、自治体の事例紹介等の充実が図られています。

活用及び関係方面への周知について御協力をお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/newpage_00005.html

２．地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営の補助

都道府県による、地域の外国人患者受入れに関する課題の整理及び課題への対応方針を策定するため、多分野の関係団体（医療機関、医師会、病院団体・病院グループ、薬剤師会、医療通訳関係団体、観光協会、宿泊関連業者、国際交流協会等）からなる会議等の設置・開催に係る経費を支援します。運営に当たっては、１．の「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル」も御活用ください。

（参考資料）「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」（令和３年４月 23 日付け医政発 0423 第３号）

３．都道府県による外国人対応に係る医療機関向けの窓口の設置・運営の補助

都道府県による医療機関向けの外国人対応に関する相談窓口の設置・運営を支援します。外部事業者に委託して運営する場合も対象です。窓口に寄せられた質問で、対応に苦慮するものについては、４．の事業の実施事業者にアドバイスを求めることが可能です。

（参考資料）「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」（令和３年４月 23 日付け医政発 0423 第３号）

４．国による外国人対応に係る相談窓口の開設（夜間休日ワンストップ窓口事業）

３．の事業を補完するため、夜間休日（平日 17 時から翌９時まで、土日祝日 24 時間）は、国において、相談窓口を開設します。医療機関における外国人患者対応に関する、よろずの課題（多言語対応、ビザ延長手配等の緊急的な内容から、旅行保険会社への診

療費請求、患者の海外移送、大使館・航空会社・出入国在留管理庁への連絡などの専門的な課題まで）の解決を、国が委託運営するコールセンターが支援します。本年度も引き続き、自治体からの相談にも対応します（医療機関から自治体に寄せられた外国人対応に関する相談について助言）。

https://www.onestop.emergency.co.jp/

５．団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

医療機関の多言語化の取組を効果的に支援するため、自治体、医療関係団体、コンソーシアム、複数の医療機関を持つ医療機関グループ等が、電話通訳サービス事業者と団体契約を締結し、傘下（管下）医療機関が電話通訳サービスを利用できるようにする場合に、契約費用の半分を補助します。

６．希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業

民間サービスが少なく、個々の医療機関においては通訳者の確保等が困難な希少言語に対して、国が有料（ウクライナ語のみ無料）の電話通訳サービスを提供しています。利用時に医療機関からの簡単な登録が必要です。利用料金は、医療機関への請求となりますが、医療機関が患者様本人へ御請求いただくことも可能です。全ての医療機関に利用いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/newpage_00015.html

７．外国人向け多言語説明資料

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ウクライナ語のひな形がダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kokusai/setsumei-ml.html

８．外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

厚生労働省と観光庁が連携して「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を公開し、定期的に更新しています。なお、リスト掲載医療機関のうち、都道府県が指定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」については、令和３年４月から、医療機能情報提供制度における病院の機能分類の項目として追加されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

９．外国人患者受入れ情報サイト

外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業の「外国人患者受入れ情報サイト」において、外国人患者受入環境整備に関する情報発信を行っています。以下のウェブサイトを御参照ください。

https://internationalpatients.jp/

10. 不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報の登録（協力依頼）

訪日外国人による医療機関での不払いの発生抑止と民間医療保険の加入徹底に資するため、保険医療機関で不払いを発生させた訪日外国人受診者について、国へ情報提供いただく仕組みが開始されました。なお、従来は国へ情報提供いただくに際し、訪日外国人患者本人の同意を必要としておりましたが、令和４年10月11日より、本人同意を不要としております。情報は出入国在留管理庁に提供され、次回入国の拒否等、当該訪日外国人の入国審査に活用されます。

なお、不払い患者が生じた際の国へのスムーズな情報提供を実現するとともに、我が国においては、訪日外国人による医療費の不払いについては、毅然とした対応を行っている姿勢を示していくためにも、本システムへの積極的な登録をお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

11. その他（今年度実施予定事業等）

外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修等の実施を予定している他、その他情報については、下記のウェブサイトに随時掲載しますので、御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kokusai/index.html

（参考）新型コロナウイルス感染症関連

厚生労働省において、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（指定予定を含む）」等に対し、下記の支援等が行われていますので、参考ください。

○医療機関等に対する新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス（令和５年５月末まで）

新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる者の診療を行う医療機関等の外国人対応を支援するため、緊急的な措置として国において主要言語の電話医療通訳サービスを提供しています。医療機関向けの他、保健所（受診相談センターを含む。）、宿泊療養施設等での利用も可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/newpage_00009.html

○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）

・新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関における外国人患者の受入れ体制確保事業（令和５年９月末まで）

医療機関に対し、感染拡大を防ぎながら、外国人の受入れにあたり必要な、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するための費用を支援します。（医療機関当たり上限 1,000 万円。既に交付を受けた施設は除く。）